

### ゴールデンウィーク前の平日に家庭ごみの臨時持込場所を開設します

ゴールデンウィーク前の資源化センターへのごみの搬入は大変混雑し、周辺道路の交通に支障が生じます。渋滞緩和のため家庭から出る多量のごみは、下表の臨時持込場所をご利用ください。なお、ステーション収集は通常通り行います。掃除などで出た少量(ごみ袋5袋程度)の家庭ごみは、できるだけごみ収集日に地域のごみステーションに持ち出してください。

**受入時間** 午前9時～正午、午後1時～4時 **持ち込めるもの** もやすごみ、危険ごみ、こわすごみ、うめるごみ、布類、古紙、大きなごみ

#### ■家庭ごみの臨時持込場所

持込場所	とき	4月24日(月)～28日(金)	4月29日(祝)	4月30日(日)	5月1日(月)・2日(火)	5月3日(祝)～6日(土)	5月7日(日)
東部環境センター (飯村町字高山☎61・4136)							
西部環境センター (神野新田町字京ノ割☎32・9231)		可	不可	不可	可	不可	不可
最終処分場 (高塚町字東大縄手☎25・0145)							
資源化センター (豊栄町字西☎46・5304)				大きなごみのみ可	可※混雑します		大きなごみのみ可

- ・ごみステーションと同様に「もやすごみ」と「こわすごみ」は指定ごみ袋に、その他のごみは決められた袋に入れて事前に分別して持ち込んでください
- ・①4月30日(日)②5月7日(日)に資源化センターへ大きなごみを搬入する場合は、①は4月28日、②は5月2日午後5時までに資源化センター(☎46・5304)へ予約をしてください

問い合わせ 施設課(☎46・5304)

### 中小企業向けの各種補助制度・融資制度をご利用ください

問い合わせ 商工業振興課 補助制度(☎51・2425)、融資制度(☎51・2431)

市では、事業活動の活性化・資金調達の円滑化のため、各種補助制度・融資制度により中小事業者を支援しています。詳細は市役所商工業振興課(東館10階)で配布の平成29年度中小企業施策ガイドブック、ホームページをご覧ください。

#### ■新しい補助制度・融資制度

幅広い分野での女性の雇用と活躍を促進します。

#### ＜女性雇用環境整備補助金＞

女性用更衣室・トイレの設置などに係る費用を助成します。

**補助額** 対象経費の2分の1(上限100万円)

#### ＜女性スキルアップ支援補助金＞

女性従業員の業務上必要な国家資格取得費用を助成します。

**補助額** 対象経費の2分の1(1件あたり上限5万円、年間20万円)

#### ■新たな取り組みを促進します

#### ＜小口事業資金(経営革新計画資金)＞

中小企業等経営強化法に基づく承認を受けた経営革新計画の実施に必要な資金を融資します。

**融資限度額** 5千万円 **融資期間** 年利 5年以内/1.10%～10年以内/1.30%

創業から事業の拡大まで、各段階に合わせたメニューが多数あります。



©豊橋市 トヨッキー

## がん検診・特定健康診査を受けましょう

問い合わせ 健康増進課 ☎ 39・9136

### ■検診を受けましょう

とき 5月1日(月)～来年1月31日(水) 検診の種類 が  
ん検診、特定健康診査、健康診査、肝炎ウイルス検査  
眼科検診 その他 詳細は本紙5月1日号と同時配布の  
「保健衛生事業のご案内」をご覧ください

### ■胃がん検診が変わります

5月1日(月)から対象が40歳以上の偶数年齢の方となり、  
50歳以上の偶数年齢の方は、胃内視鏡検査(胃カメラ検  
査)か胃部エックス線検査(バリウム検査)のどちらかを選  
択できるようになります(年齢は平成30年3月31日現在)。

新たに  
胃カメラ検査が  
選択できます



ご意見  
募集します  
パブリックコメント  
(市民意見提出制度)

## パブリックコメント(市民意見提出制度)をご利用ください

問い合わせ 行政課 ☎ 51・2030

「この計画案はこうした方がもっと良いのに」「この制度案のこの点を改善して」と、市の計画や条例に対して、何か思ったこと、言いたいことがある時は「パブリックコメント(市民意見提出制度)」をご利用ください。

### ■パブリックコメントとは

市民生活に影響のある計画や条例などを策定する前に、市民のみなさんが、その案に対して自由に意見することができるとの制度です。市は寄せられた意見を参考に、最終的な決定をするだけでなく、その意見への考え方も公表します。

### ■パブリックコメントQ&A

Q 計画などの案はどのように見ることが出来るの？

A 担当課、市役所じょうほうひろば(東館1階)、ホームページなどで閲覧することができます。

Q どんな人が意見を提出できるの？

A 市内在住・在学・在勤の方など、本市に関係のある方は、どなたでも意見を提出できます。

Q どうやって意見を提出するの？

A 意見に住所、氏名(法人・団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名)、連絡先を記入し、担当課へ直接、郵送、ファックスまたはメールで提出してください。

Q 意見に対する結果はどうやって見るの？

A 寄せられた意見とそれに対する市の考え方は、担当課、市役所じょうほうひろば、ホームページなどで閲覧することができます(意見をいただいた方、一人ひとりに直接回答することはありません)。

## 新しい副市長が就任しました

堀内一孝副市長の後任として、金田英樹氏が選任され、4月1日付けで就任しました。

略歴 昭和51年に豊橋市役所に入庁。財務部長、総務部長などを歴任し、今年3月まで東三河広域連合事務局長兼総務部長



金田英樹